

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定

(中山間地域・離島振興課)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第3条第6項の規定により公示します。

名称	飯南町地域づくり協同組合
住所	島根県飯石郡飯南町花栗30番地
代表者の氏名	後藤 浩二
事務所の名称	飯南町地域づくり協同組合
事務所の所在地	島根県飯石郡飯南町花栗30番地
地区	島根県飯石郡飯南町
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間満了の日	令和13年9月30日